

市有地（宅地）を売却します

◆売却物件・売却価格

物件	所在	地目	地積	売却価格
土地	登米市米山町中津山字筒場内25-33	宅地	397.31㎡	3,000,000円

◆申請書の配布

【日時】

7月2日（月）
午前9時～

【場所】

総務部総務課 財産係
（市役所迫庁舎2階）

◆申込方法

総務課財産係で配布する申請書に必要事項を記入の上、次の書類を添付して提出してください。 ※添付書類の各証明書は発行後3カ月以内のもの

【添付書類】

- ①個人＝住民票の写し、印鑑証明書、本籍地の市町村長の発行する身分証明書 各1通
- ②法人＝商業登記簿の写し、代表者の印鑑証明書 各1通

◆契約相手方の決定方法

原則として先着順となります。

ただし、受付期間初日の開始時刻、午前9時に複数の申し込み者がいた場合は、抽選で決定します。

【受付期間】

7月19日（木）～平成20年2月19日（火）の午前9時～午後5時
（土曜・日曜・祝日、12月29日～平成20年1月3日を除く）

【受付場所】 市役所迫庁舎3階 第1委員会室

◆その他

- ①売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税は、買い受け者の負担になります。
- ②土地は、現状有姿での引き渡しとなります。

【問い合わせ】

総務部総務課 財産係 ☎ 0220 (22) 2091

平成18年度情報公開制度の運用状況

市では、市政に対する皆さんの理解と信頼を深めるとともに、市が行っている活動を説明する責任を果たすため、市が保有する情報を広く一般に公開しています。

◎登米市情報公開条例関係

【開示請求件数	47件】
・開示	32件
・部分開示	14件
・非開示	1件
【不服申立	0件】

◎登米市個人情報保護条例関係

【開示請求件数	1件】
・開示	1件
・部分開示	0件
・非開示	0件
【不服申立	0件】

【問い合わせ】 総務部総務課 総務法制係 ☎ 0220 (22) 2091

るるばパソコン講習会 受講生募集

南方住民情報センター「るるば」では、市民のIT技術向上を目的としてパソコン講座を開催します。興味のある人はぜひご参加ください。

①パソコン入門講習（初心者向け）

【日時】 7月18日（水）～20日（金）
午後7時～9時

【受講資格】 パソコンを使ったことがない人や使ったことはあるが操作方法を忘れてしまった人など

【内容】 パソコンを使うに当たっての基礎知識、電源の入れ方切り方、マウス操作、文字入力などを中心に初心者向けの学習をします。

【定員】 18人（先着順）

②親子でインターネット＆メール講習

【日時】 8月1日（水）～3日（金）
午後7時～9時

【受講資格】 入門講座を受講した人または同等程度の知識がある人（マウス操作や文字の入力ができる人）

【内容】 ホームページの閲覧、メールの送受信、セキュリティ、利用のマナー、インターネットの注意点など、親子そろって正しい利用方法について学習します。

【定員】 15組30人（先着順）

①・②共通事項

【対象】 市内に在住または勤務・在学している人

【場所】 南方住民情報センター「るるば」（南方庁舎内）シアターホール

【参加費】 1,000円（テキスト代）

【受け付け】 7月6日（金）
午前10時から電話受け付け開始

【申し込み・問い合わせ】

南方住民情報センター「るるば」
☎ 0220 (58) 5557



善意に感謝します

市に対して、寄付をしていただきました。

- ◆小・中学生の交通安全のため
登米地区交通安全協会豊里支部
支部長 岸浪 光彦 様（豊里）
屋外掲示板
- ◆東和中学校生徒の学習資料として
佐藤 徳男 様（東和）
書籍「世界遺産」（全12巻・ビデオ2本）
- ◆登米市の医療のため
大友 惇 様（登米）
現金10万円
- ◆豊里小・中学校用教育機材として
ソニーケミカル&インフォメーションデバイス㈱ 豊里事業所
所長 菊地 春雄 様（豊里）
液晶テレビ2台
- ◆北方小学校児童のため
小林 茂 様（迫）
百科事典一式
- ◆米山中学校柔道部のため
米山町錬友会
代表 佐藤 今朝雄 様（米山）
デジカメ1台、液晶テレビ1台
- ◆豊里小・中学校児童生徒のため
吉田 末男 様（豊里）
百科事典21冊、日本の民話18冊
- ◆中田地区小学校新入学児童のため
中田ライオンズクラブ
代表 佐藤 英彦 様（中田）
児童用縄跳び180本
- ◆豊里小・中学校児童生徒のため
㈱佐々木電業 代表取締役
佐々木 初男 様（豊里）
DVDプレーヤー5台
- ◆市民の読書活動のため
森田 峯男 様（中田）
「現代日本の文学」など82巻
- ◆登米市警察資料館展示資料として
伊藤 忠雄 様（仙台市）
警察教科書15冊、礼服用肩章1組（2個）、階級章29個
ありがとうございました。
（5月16日現在）

国民年金だより

7月は免除申請の時期です

前年の所得が少ないなどで、国民年金保険料の納付が経済的に困難なときは、申請をして納付免除を受けることができます。平成19年7月以降の期間は、平成18年の所得をもとに審査されます。

これまで保険料の全部または一部が免除になっていた人も、承認期間が6月で終了することになります。7月以降も引き続き免除を希望するときは、あらためて手続きをしてください。30歳未満の人に適用される「若年者納付猶予制度」も同様です。

また、以前申請したときに認められなかった人も、7月以降は所得の審査対象となる年が変わりますので、承認されることがあります。

免除申請（若年者納付猶予含む）は、市区町村の国民年金担当窓口で受け付けをしています。前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない人は申告が必要です（無収入の場合も含む）。転入した人の場合は、前住所地から所得証明などを取り寄せていただくことがあります。

申請が遅れると、その間の事故や病気について、障害基礎年金などの給付が受けられないことがあります。早めに手続きをしましょう。

【注意】 これまで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けていた人で、申請の際に免除の継続を希望した人については、申請がなくとも継続審査を行い、結果が通知されます。ただし、申請書にある継続の希望欄の「はい」に丸印をしていた人でも、失業などの理由で特例により承認になった人や、一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）に該当した人などは、継続の対象となりませんのでご注意ください。

年金記録の不届にお答えします

社会保険庁では平成9年から、基礎年金番号を導入して過去の年金記録を統合する作業をしてきましたが、同一人であることの確認がとれていない記録が存在します。

◇既に年金を受けている人へ

- ▶平成20年10月までに、統合されていない記録から同一人の可能性があるものを調べ、その人に年金加入履歴とともにその旨をお知らせします。
- ▶それ以外の人には、平成21年3月までに年金加入履歴をお知らせします。

◇近く年金を受け取る資格を得る人へ

- ▶58歳時点で行う通知の際に、年金加入履歴をお知らせします。

◇将来年金を受け取る若い人へ

- ▶「ねんきん定期便」で、35歳、45歳時に年金加入履歴をお知らせします。

■インターネットを利用して、いつでも確認ができるようになっています

【URL】 <http://www.sia.go.jp/>

■年金記録に関する問い合わせ番号

フリーダイヤル ☎ 0120-657830

上記の方法などにより取得した、ご自身の年金記録に不安や不明な点をお持ちの方は、気軽に社会保険事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ】 市民生活部市民課 ☎ 0220 (58) 2118
古川社会保険事務所 ☎ 0229 (23) 1200